

区長報告 第1号

【総務部契約管財課】

専決処分について（北青山二丁目道路整備工事（歩道拡幅）請負契約の変更）

本件は、北青山二丁目道路整備工事（歩道拡幅）請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和5年12月12日

【変更内容】

- 契約金額 3億2,541万2,120円
→ 3億4,166万7,700円
(1,625万5,580円増額します。)

【変更理由】

- ①昼間工事を予定していた工事範囲の一部について、通行等の支障になることから、夜間工事に変更したため
- ②地元商店会からの要望により、道路照明にバナーアーム※を設置したため
- ③アスファルトの下の既設の砕石路盤の打換えを予定していたが、状態が良好であったことから、そのまま利用することとしたため

※バナーアームとは、道路照明にフラッグ等を取り付けるための器具をいいます。

【契約の相手方】

港区芝四丁目2番9号
日工建設株式会社

- 当初契約を議決した議会
令和4年第1回定例会
- 契約変更の議決又は報告をした議会
令和4年第4回定例会
令和5年第4回定例会

【工事場所】

